

令和元年 10月16日
道路維持課長

国道123号における通行規制の一部解除及び県道水戸茂木線並びに
県道水戸勝田那珂湊線の通行規制全区間解除について

一般国道123号及び主要地方道水戸茂木線、主要地方道水戸勝田那珂湊線における道路冠水による通行規制区間について、現在、道路の復旧作業が進んだことから、下記のとおり一般国道123号の一部区間と、県道水戸茂木線及び県道水戸勝田那珂湊線の全区間の規制を解除いたします。

なお、国道123号につきましては、引き続き復旧作業を進めてまいります。

1 解除区間

(1) 一般国道123号

解除区間：水戸市渡里町から水戸市飯富町

解除延長：700m（一部区間）

解除日時：10月16日18:00

(2) 主要地方道水戸茂木線

解除区間：水戸市渡里町

解除延長：500m（全区間）

解除日時：10月16日18:00

(3) 主要地方道水戸勝田那珂湊線

解除区間：水戸市渡里町

解除延長：1000m（全区間）

解除日時：10月16日19:00

2 位置図

別添のとおり

